

青森県報

第二千七百二十七号

平成十九年
一月十日
(水曜日)

目次

訓 令

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (並行在来線 対策室) …… 一

告 示

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 …… 一

公有水面埋立ての免許 (高年齢福祉 保険課) …… 二

公共測量の終了 (漁港漁場 整備課) …… 三

右 同 (監理課) …… 三

右 同 (同) …… 三

公有水面埋立地の用途変更許可申請の要領 (港湾空港課) …… 四

公 告

地籍調査の成果の認証 (農村整備課) …… 五

都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) …… 五

開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) …… 六

建設業者の許可の取消し (中南部 県民局) …… 六

右 同 (青森県土 整備事務所) …… 六

出先機関

換地処分 …… (上北地方 農林水産 事務所) …… 六

公安委員会

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格 …… (交通規制課) …… 七

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
鉄 道 管 理 事 務 所

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令

青森県鉄道施設の管理に関する規程 (平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号) の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条中「身体障害者等の移動」を「障害者等の移動上又は施設の利用上」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成十二年法律第六十八号) 第四条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) 第八条」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定期間
株式会社ファイル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井三二の一	訪問介護センター「ファイル・ライフ」	訪問介護	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井三二の一	訪問介護センター「ファイル・ライフ」	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井三二の一	平成一六・三・三

青森県告示第六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年十二月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 逢坂雄一

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字狩場沢字浜懸八二の三〇から八二の二一の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度五三分四八秒二三四一

東経 一四一度〇四分四六秒〇六一八

の地点 北緯 四〇度五三分五一秒七〇六一

東経 一四一度〇四分四三秒九三三三

の地点 北緯 四〇度五三分五一秒七一三一

東経 一四一度〇四分四三秒九五三五

の地点 北緯 四〇度五三分五一秒九二二一

東経 一四一度〇四分四三秒八二五四

の地点 北緯 四〇度五三分五一秒八五四二

東経 一四一度〇四分四三秒六三四一

の地点 北緯 四〇度五三分五一秒八一三一

東経 一四一度〇四分四三秒六五九四

の地点 北緯 四〇度五三分五〇秒七一三一

東経 一四一度〇四分四〇秒五五〇四

の地点 北緯 四〇度五三分五〇秒六〇九八

東経 一四一度〇四分四〇秒六五六五

の地点 北緯 四〇度五三分五〇秒〇八二六

東経 一四一度〇四分四一秒二〇七八

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒五三五六

東経 一四一度〇四分四一秒七三五二

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒三一四八

東経 一四一度〇四分四一秒九七一九

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒三三三六

東経 一四一度〇四分四二秒〇〇七二

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒一六九八

東経 一四一度〇四分四二秒一五〇五

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒一四一六

東経 一四一度〇四分四二秒〇九七三

の地点 北緯 四〇度五三分四九秒〇〇七八

東経 一四一度〇四分四二秒二二四九

北緯 四〇度五三分四八秒四六一八

東経 一四一度〇四分四二秒六九七〇

北緯 四〇度五三分四七秒九二二九

東経 一四一度〇四分四三秒一九三三

北緯 四〇度五三分四七秒三七〇七

東経 一四一度〇四分四三秒六六七六

北緯 四〇度五三分四七秒五三三四

東経 一四一度〇四分四四秒一二六〇

北緯 四〇度五三分四八秒〇六三二

東経 一四一度〇四分四五秒六三〇三

北緯 四〇度五三分四八秒〇七八五

東経 一四一度〇四分四五秒六二〇九

3 面積

八、九七七・七八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字狩場沢字浜懸八二の三〇から八二の二〇の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びア

の地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四〇度五三分四八秒八五八九

東経 一四一度〇四分四八秒八九九一

イの地点 北緯 四〇度五三分五三秒一〇五三

東経 一四一度〇四分四六秒二九五九

ウの地点 北緯 四〇度五三分五〇秒八二九三

東経 一四一度〇四分三九秒八七三八

エの地点 北緯 四〇度五三分四六秒九六三四

東経 一四一度〇四分四三秒五二六六

3 面積

二一、九七八・四〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（鉄道計画の基準点測量、路線測量）

三 測量の期間

平成十七年九月八日から平成十八年三月七日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（鉄道計画の基準点測量、路線測量）

三 測量の期間

平成十八年二月二十八日から同年九月四日まで
測量の地域

青森市
東津軽郡蓬田村

青森県告示第九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（鉄道計画の基準点測量、路線測量）

三 測量の期間

平成十八年二月二十八日から同年九月四日まで

四 測量の地域

東津軽郡蓬田村、外ヶ浜町

青森県告示第十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年二月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十三条ノ二第一項の規定により、平成十八年十二月十二日埋立地の用途の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森県土整備事務所青森港管理所及び青森市役所柳川庁舎に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十日

青森港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 申請者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 用途の変更に係る埋立地の位置、区域及び面積

1 位置

青森市安方二丁目一〇八及び本町三丁目一〇四の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点との地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位（D・L・+・〇・七二メートル）における公有水面と北防波堤との境界線、 の地点と の地点を順次に結んだ線及びの地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位（D・L・+・〇・七二メートル）における公有水面と中央ふ頭（+五・五メートル岸壁、+七・五メートル岸壁）との境界線により囲まれた区域

の地点 青森港北防波堤東灯台（北緯四〇度四九分五六秒八一七、東経一四〇度四五分〇一秒四七〇） から一九二度一七分四二秒五八三・三〇メートルの地点

トルの地点

- の地点 から二度〇四分二六秒九六・三三メートルの地点
- の地点 から一八度五三分〇二秒五九・九五メートルの地点
- の地点 から九〇度三〇分〇〇秒一七・一〇メートルの地点
- の地点 から九〇度三〇分〇〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- の地点 から九〇度三〇分〇〇秒二・九〇メートルの地点
- の地点 から〇度三〇分〇〇秒二八〇・〇〇メートルの地点
- の地点 から二七〇度三〇分〇〇秒二・九〇メートルの地点
- の地点 から〇度三〇分〇〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- の地点 から二七〇度三〇分〇〇秒一七・一〇メートルの地点

- 3 面積
- 一一九、四三二・九九平方メートル
 - の地点から〇度三〇分〇〇秒一〇・〇〇メートルの地点
 - の地点から三二九度二三分二四秒六〇・七〇メートルの地点
 - の地点から八四度三一分五七秒一三四・七三メートルの地点
 - の地点から三五三度四分一三秒五・一五メートルの地点
 - の地点から一三四度五〇分二四秒一・一六・〇三メートルの地点
 - の地点から一六六度四一分四六秒四〇二・〇九メートルの地点
 - の地点から一六六度四一分四六秒五〇・〇〇メートルの地点

三 用途の変更の内容

用途	配 置	規 模
ふ頭用地	埋立地の西側の中央部に位置	二・六ヘクタール
交流拠点用地	埋立地の東側に位置	六・三ヘクタール
緑地	埋立地の南西側に位置 埋立地の北側に位置	二・〇ヘクタール
交通機能用地	埋立地の中央部を縦断する位置	一・〇ヘクタール

公 告

地籍調査の成果の認証

弘前市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十九年一月十日

弘前市	市町村名	大字名	小字名
坂元の一部			

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画の種類
八戸都市計画臨港地区に関する都市計画
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 1 除かれる土地の区域
八戸市沼館四丁目の一部
 - 2 追加される土地の区域
なし
- 三 縦覧場所
青森県土整備部都市計画課及び八戸市都市開発部都市政策課
- 四 縦覧期間
平成十九年一月十日から同月二十三日まで
- 五 縦覧時間
午前八時三十分から午後四時三十分まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三沢市新森一丁目一、四、五、一〇及び二の一、新森二丁目三の一及び三の一	三沢市桜町二丁目一の三八 三沢市土地開発公社

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社マルケン土木
- 二 代表者の氏名 三上 健夫
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字中川字篠村三二の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五八五一号
- 五 取消年月日 平成十八年十二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 兼平建設
- 二 氏名 兼平 由太郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字稲村一六六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第四六七号
- 五 取消年月日 平成十八年十二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、六戸町坪毛沢地区土地改良事業共同施行前村長政ほか四十三人から、坪毛沢地区の土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十九年一月十日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約(自動車保管場所証明現地調査に係るものに限る。以下「役務契約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり定め、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成十九年一月十日

青森県警察本部長 坂 明

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(二) 営業に關し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
(三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号(同施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付けされた者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付けされたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)(の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)(における自己資本額(資本金、積立金、(準備金)及び繰越利益(欠損)金の合計額とする。)

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。)(第四十三条第五項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。)(の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・9002・14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付けされた者が少数であるため、入札の競争性が失われる恐れがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付けされた者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成十九年一月十日から同月二十三日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)(に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出

して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。)

貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税(申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

(五) 許認可証等の写し

法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) その他警察本部長が必要と認めたる書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付けの有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十一年九月三十日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項(休業)(届(様式第三号))を提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者職氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続き

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十一年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続きを行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（自動車保管場所証明現地調査に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務
役務の提供
- 2 希望する業種
自動車保管場所証明現地調査

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付

(単位：千円)

フリガナ 商号又は名称		代表者 氏名	
住所		電話番号	
所在地		FAX番号	
主たる 営業所 等住所		電話番号	
希望する 業種	役務の提供	FAX番号	
希望する 業種	自動車保管場所証明現地調査		
平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 5	直前第1年度決算 6	年間平均実績高 (5+6) / 2
自己区分	直前決算時	剰余(引当)金処分	決算後増減
資本金(元入金)			
積立金(準備金)			
本 次期繰越利益(引当)金 計			
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人
総 営 業 年 数	流動資産() 流動負債()) × 100 =	創業日 年月日	現組織変更日 年月日
営 業 年 数	創業日 年月日	営業中断期間 年月日	通算年数 年
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務 有	障害者雇用状況報告義務 有	障害者雇用状況報告義務 無
I S O 認 証 取 得	法定雇用率達成 有	無	雇用障害者数 人
	有 (ISO 9001又は9002、ISO 14001)	無	

注) 太枠の欄は記入しないでください。

様式第3号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 月 日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭